

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 8 月 1 8 日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	2 6 - 3 6 2 6 0 - 0 1 3 6
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備 0 8 0 1 工事
質 問 事 項	
1. 本工事は「福島県農林水産部における工事請負契約設計変更ガイドライン」を遵守するものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。 2. 中東情勢の影響による建設資材の供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難、入荷遅延等及び資材価格高騰は、設計変更の協議対象になると理解して宜しいでしょうか。ご教示願います。 3. 支線農道工の盛土に先立ち、事前に除草（草刈り）が必要になりますが、現地立ち会いの上、準備費に含まれる除草の範囲を超えると判断できる草刈りに係る費用及び処分費用（産業廃棄物処理料）については、設計変更の協議対象となるものと理解して宜しいでしょうか。ご教示願います。 4. 流用土搬送ルート（経路）が示されておらず、現設計での算出根拠に係る資料をお示し願います。 5. 町道「観音前線」と支線農道が交差する橋梁付近に電柱及び支線があり、支障となりますが、これらの移転協議及び移転計画について、ご教示願います。 6. 当該工事の盛土材（流用土）を搬出・運搬において、土砂の仮置き場が町道に最寄りのため、安全を確保するため、交通誘導員の配置が必要と思われます。また、支線農道工の施工において、各町道の幅員が狭いため、地域住民や一般車両への配慮を勘案すると上記同様の交通誘導員配置が必要と思われます。これらについて、設計変更の協議対象として宜しいでしょうか。ご教示願います。 7. 当該工事区域内の支線農道工が交差する町道各路線付近には橋梁があり、流用土運搬に際し、この橋梁を利用して搬送する計画を立案するためにもこれら全ての橋梁の設計耐荷重や通行制限等に係る情報をご教示願います。	

8. 支線農道工が交差する町道には上水道や下水道の管が埋設されており、状況においては、移転等の支障が生じることが考えられます。このことについて、施設管理者（浪江町）との協議状況及び許可や指示事項等があれば、ご教示願います。
9. 当該工事区域内に害獣等進入防止電気柵がほぼ全域に設置されているため、これらの撤去及び所有者の了解は得られておりますでしょうか。また、これらに係る作業計画は、どのようになっていますでしょうか。ご教示願います。
10. 平面図に未着色の「小排水路○号」が数箇所記載されていますが、当該工事の積算には未計上であることから、この構造物は後に別途発注工事にて施工されるものと理解して宜しいのでしょうか。ご教示願います。

回 答 事 項

1. お見込みのとおりです。
2. お見込みのとおりです。
3. お見込みのとおりです。
4. 別紙「位置図」のとおりです。なお、訂正公告も掲載しましたのでご確認ください。
5. 電柱の支線は支障となるため、支線の一時取り外しによる施工を計画しております。なお、近接につき、施工方法は所有者と現地立会を行う予定です。
6. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
7. 橋梁の設計耐荷重や通行制限等について、現在施設管理者（浪江町）に確認を行っております。通行に支障となる場合の設計変更については、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
8. 町道に埋設の水道管については、施設管理者（浪江町）とは本工事では支障無いものとして協議済みです。
9. 電気柵の撤去について、所有者の了解済みです。なお、撤去作業は、稲刈り後から 10 月中旬頃までの間に、地元営農組織が順次撤去を行う予定です。
10. 別途発注工事で施工予定です。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。